

平成23年7月19日

(社) 埼玉県建築士事務所協会 様

埼玉県総務部契約局技術評価幹

県発注業務における入札契約制度の改定について

日頃から入札契約制度の改善につきましては、御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

県では、ダンピング受注を未然に防止する観点から、最低制限価格等の見直しを適時行っています。

しかし、厳しい経済情勢を反映して、依然として低価格での入札が発生しております。

極端な低価格での契約は、適正な履行を困難にし、成果品の質の低下、ひいてはそれらの成果品に基づく公共工事の品質の低下を招く恐れがあります。

そこでこれらを未然に防止することができるよう、下記の事項について別紙「お知らせ」のとおり改定することといたしましたのでお知らせします。

記

- ・ 建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における低入札調査基準価格及び最低制限価格の改定について
- ・ 設計金額の事後公表の試行拡大について

お知らせ

入札契約制度

**建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における
低入札調査基準価格及び最低制限価格を引き上げます。
また、最低制限価格の対象範囲を拡大します。**

平成23年8月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用します。

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における低価格の契約は、適正な履行を困難にし、成果品の質の低下、ひいてはそれらの成果品に基づく公共工事の品質の低下を招く恐れがあることから、最低制限価格の見直しを適時行ってきたところです。

しかし、厳しい経済情勢を反映して、依然として低価格の入札が発生しております。そこで、低入札調査基準価格及び最低制限価格を下記のとおり改定することとします。

1. 最低制限価格の対象範囲

- 低入札調査基準価格
WTO対象業務委託
- 最低制限価格
全ての業務委託に拡大
(WTO対象業務委託、随意契約を除く)

2. 最低制限価格の算出方法

● 低入札調査基準価格

(1) 下表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎になった額から算出される同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じた額とします。

ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費×40%	—
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費×60%	諸経費×60%
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費×60%	諸経費×60%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費×90%	解析等調査業務費×75%	諸経費×40%
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費×60%	諸経費×60%

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず、予定価格の3分の2から10分の9のまでの範囲内で決裁権者が定める額とします。

● 最低制限価格

変動制を廃止し、算出式を改定します。ただし、その内容は非公表とします。

(従前から、適正な競争を確保する観点から算定式を公表していませんが、業務毎の最低制限価格は入札後に公表しています。)

3. 適用日

平成23年8月1日以降に、入札公告又は指名通知する入札に適用します。

お知らせ

入札契約制度

設計金額の事後公表の範囲を拡大します。

平成23年8月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用します。

設計金額（税込み）の事後公表の試行については、これまで段階的に試行範囲を拡大しているところです。

今後、入札制度における適正な競争をより一層促すため、下記のとおり事後公表の試行範囲を拡大することとします。

1. 事後公表の適用範囲

改定対象業務	改定前	改定後
工事	3,000万円以上	1,000万円以上
1者入札を認める工事	1,000万円以上	全ての工事
土木施設維持管理業務	800万円以上	500万円以上

※事後公表となる、工事、建設工事に係る設計、調査、測量業務委託、土木施設維持管理業務委託においても、事前公表が相応しくないものは、事後公表とします。

2. 適用日

平成23年8月1日以降に、入札公告又は指名通知する入札に適用します。